

平成27年度 新潟市寄居コミュニティハウスの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。

この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきましたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	新潟地区コミュニティ協議会
評価対象の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目		評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1	利用時間等	○	B 利用の承認、案内等の業務や利用者への接遇を適切かつ良好に行って います。 老人憩のフロアが併設されており、入浴施設の管理には留意が必要 ですが、適宜巡回を行うなどして事故防止に努めています。
2	適正な人員配置	○	
3	施設の貸出	○	
4	管理運営に関する基本方針	○	
5	案内等の対応と接遇	○	
6	要望や苦情等への対応	○	
7	緊急体制(事故、救急等)	○	

2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目		評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1	地域貢献活動	◎	B 地域の小学校とお茶の間を共催するなど、地域の団体と協力しながら 事業を実施しています。
2	情報提供	○	
3	サービス向上の観点	○	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目		評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1	建物保守管理等	○	B 昭和46年築の古い建物ですが、整理整頓・清掃がきちんとなされ、 機能・美観が良好な状態に保たれています。 設備の修繕が必要な場合は、市に遅滞なく報告し、適切な対応をとっ ています。 消防訓練、消防防火訓練を実施し、災害等への備えを行っています。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	○	
4	清掃・警備等	○	
5	修繕	○	
6	再委託	○	
7	災害等への対応	○	
8	関係団体、地域との連絡調整	◎	
9	管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目		評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1	管理経費等の縮減	◎	B 不要電灯の消灯など経費の削減に取り組んでいます。
2	利用料金	○	
3	利用者増等	○	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

寄居コミュニティハウスは地元のコミ協である新潟地区コミュニティ協議会が指定管理者を務め、地域に密着した運営をしています。

建物の老朽化への対応や入浴施設の管理など施設管理には負担がかかりますが、問題なく管理されており、地域の活動にも積極的に協力しています。

地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしているため、指定管理者として優良と評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 中央区役所地域課 地域振興担当 025-223-7025(直通)